

平成27年第10回 川島町教育委員会定例会

# 川 島 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年8月20日

川 島 町 教 育 委 員 会

## 平成27年第10回川島町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年8月20日(木)午後1時30分から同3時52分
- 2 場 所 川島町コミュニティセンター2階談話室
- 3 出席委員 深谷邦彦委員長、大野美寿代委員長職務代理者、菊池建太委員  
福島彰委員 富田三千彦委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 執行部 富田三千彦教育長、副教育長兼教育総務課長、生涯学習課長、  
指導主事
- 6 会議日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 前回会議録の承認
  - 日程第 4 教育長報告
  - 日程第 5 (議案第60号)川島町立小・中学校事務の共同実施要綱を定めることについて
  - 日程第 6 (議案第61号)川島町立小・中学校事務共同実施推進審議会設置要綱を定めることについて
  - 日程第 7 (議案第62号)川島町立小・中学校事務共同実施実務者会設置要綱を定めることについて
  - 日程第 8 (議案第63号)川島町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要領を定めることについて
  - 日程第 9 (議案第64号)川島町立学校職員の苦情の申出取扱要領を定めることについて
  - 日程第10 (議案第65号)川島町立小中学校学力向上推進委員会設置要綱を定めることについて
  - 日程第11 (議案第66号)平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(平成26年度対象)について
  - 日程第12 (議案第67号)平成27年度川島町一般会計補正予算(第2号)の意見について
  - 日程第13 (報告第19号)川島町立小学校規模適正化に関するアンケート結果について
  - 日程第14 (報告第20号)川島町教育委員会職員の分限処分について
  - 日程第15 (報告第21号)平成27年度就学援助受給申請者の認定について
  - 日程第16 (報告第22号)平成27年度就学援助受給申請者の認定取消しについて
- 7 議事の経過 別紙のとおり
- 8 傍聴人 なし
- 9 書 記 教育総務課主幹 坪内嘉夫 同主査 伊原郷史

委 員 長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席委員は、5名全員であります。事務局より副教育長兼教育総務課長、生涯学習課長等に出席をいただいております。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

委 員 長 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、福島委員にお願いいたします。

【日程第2 会期の決定】

委 員 長 日程第2 会期の決定ですが、本日限りとします。

【日程第3 前回会議録の承認】

委 員 長 日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。質疑等がありましたら、挙手によりお願いします。  
(意見なし。)

委 員 長 特にご意見がないので、会議録を承認することといたします。

【日程第4 教育長報告】

委 員 長 日程第4 教育長報告に移ります。  
富田教育長に、教育長報告をお願いします。  
(教育長報告)

委 員 長 教育長報告ありがとうございました。

委 員 長 本日の議題の日程第12議案第67号につきましては、町長その他関係機関との協議等を必要とすることから、川島町教育委員会会議規則第14条第1項第3号の規定に基づき、当議案については非公開にすることを提案します。また、日程第14報告第20号につきましては、職員の身分取扱い等人事に関するものであることから、川島町教育委員会会議規則第14条第1項第1号の規定に基づき、当議案については非公開にすることを提案します。さらに、日程第15報告第21号、日程第16報告第22号につきましては、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、川島町教育委員会会議規則第14条第1項第4号の規定に基づき、当報告については非公開にすることを提案します。

委 員 長 議案第67号、報告第20号、報告第21号、報告第22号につきまして非公開にすることについてご異議はございませんか。  
(異議なし)

委 員 長 異議なしと認め、よって、議案第67号、報告第20号、報告第

21号、報告第22号につきまして非公開にすることといたします。

委員長 それでは、議事に入ります。

【日程第5 議案第60号「川島町立小・中学校事務の共同実施要綱を定めることについて」】

委員長 議案第60号「川島町立小・中学校事務の共同実施要綱を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。  
(担当課長説明)

委員長 事務局より説明がありましたが、議案第60号「川島町立小・中学校事務の共同実施要綱を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

委員長 平成27年10月から試行的に実施するということですか。  
指導主事 試行的というよりは、本町では、学校事務職員が月2回、教育委員会と各学校もち回りで、色々な検収を実施しています。そういう意味では、すでに学校事務の共同実施に取り組んでいるのですが、規程がない中で実施しているので、今回、要綱を作り、来年4月から要綱に基づいた形で学校事務の共同実施をしっかりと行っていきたいというものです。西部教育事務所管内では、未だ学校事務の共同実施に取り組んでいるところは少ないのですが、本町は、8校と規模も小さいということで、実施するにはちょうどよい規模と考えます。

委員長 すでに事務の共同実施に取り組んでいるのは、川越市と東松山市と飯能市と何処ですか。

副教育長兼教育総務課長 三芳町と越生町です。

委員長 他に何かございますか。

福島委員 事務処理が多様化し、多忙となる中で、事務担当者としては、本来必要性のない事務まで行っている恐れはないだろうか。川島町では、要綱がない中でも、指導主事を中心に、学校事務職が事務の共同化に取り組んでいたということですが、要綱の第5条第2項で、共同実施組織は、教育委員会が監督するとされていますが、監督という文言だけで果たしてよいのかなと思います。事務を整理したり改善するという観点から、監督という文言だけでなく、指導、助言、調整といったことを要綱に入れたほうがよいのではないかと考えます。

副教育長兼教育総務課長 別表の組織図の中では、指導、助言という文言を入れさせていただきました。事務改善というのは、当然必要なことであると考えます。この組織図では、監督者のほかに、事務職に責任者を定めることになっています。互いに連絡を密に取りながら、教育総務課あるいは指導主事が指導、助言できる体制になっています。具体的にどの事務を改善するのか合理化するののかは、事務共同実施協議会の中

で図っていかねばならないと思いますが、今後、検討していきたいと思います。

福島委員 事務改善は、必要なことなので、どこかに指導、助言という表記をしてほしいと思います。

教育長 監督という表現を使っていますが、監督の一部として指導、助言も含まれるものとして扱わせていただきたいと思います。

福島委員 了解です。

菊池委員 学校事務の共同実施を行う中で、教職員の旅費計算の相互確認は学校事務が行っているわけですが、支出が適切か否かの確認は何処で行っているのですか。

指導主事 教育事務所に担当者がいます。学校事務職が事務所に行き、監査を受けています。要するに町内の小中学校の事務職が共同でチェックした上で、事務所の監査を受けているという流れです。

菊池委員 組織図だと、共同事務担当校長、担当教頭を置くわけですか。

指導主事 教頭会、校長会に、事務担当という分担が、すでにありますので、この事務担当の教頭や校長に、担当者をお願いしようと思っ

菊池委員 PTAなど団体会計の扱いは、どのようにしていますか。

指導主事 だいたい学校事務職が担当していますが、学校によって会計担当者はまちまちです。本町では、学校事務職の業務として明確な規定がありません。この団体会計は学校事務の業務に含まれておりません。

委員 長 先ほどの福島委員から、要綱第5条第2項の中に、指導、助言といった文言を追加したほうが良いとのことでしたが、10月からは教育委員会も新しい制度でやっていくわけで、教育長の指導力が強まっていくということを考えれば、指導、助言といった文言は追加したほうがよいと思います。

教育長 監督という中には、指導、助言ということも含まれると考えますので、敢えてこのまま監督という文言のみでいかせて頂きたいと思

副教育長兼教育総務課長 組織図の中にも、指導、助言という文言は入れてありますので、よろしくお願

委員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はござ

(異議なし)

委員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第60号「川島町立小・中学校事務の共同実施要綱を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第6 議案第61号「川島町立小・中学校事務共同実施推進審議会設置要綱を定めることについて」】

委員長 議案第61号「川島町立小・中学校事務共同実施推進審議会設置要綱を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

(担当課長説明)

委員長 事務局より説明がありましたが、議案第61号「川島町立小・中学校事務共同実施推進審議会設置要綱を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

委員長職務代理者 協議会は、何人で構成されるのですか。

副教育長兼教育総務課長 教育委員会の事務局職員1名、校長1名、教頭1名、学校事務共同実施責任者及び副責任者が2名です。合計5名です。

委員長職務代理者 その他協議会に必要と認められる職員とは何ですか。

指導主事 その時、必要と考えられる職員を招集するものです。

教育長 川島町では、今、言った人数で対応できるものと考えています。この要綱は、県のものに準拠しています。よって小さい町だけでなく大きな市町にも当てはまるように作られていることから、このような規定が設けられているものと理解しています。

委員長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第61号「川島町立小・中学校事務共同実施推進審議会設置要綱を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第7 議案第62号「川島町立小・中学校事務共同実施実務者会設置要綱を定めることについて」】

委員長 議案第62号「川島町立小・中学校事務共同実施実務者会設置要綱を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

(担当課長説明)

委員長 事務局より説明がありましたが、議案第62号「川島町立小・中学校事務共同実施実務者会設置要綱を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

生涯学習課長 要綱第2条第2項に、川島町立小・中学校8校で組織し、とありますが、校数を変更した場合、要綱改正で落ちてしまうことも考えられますので、校数は要らないと思います。

指導主事 他市町村の要綱には、校数が載っていたので、それに習いました。

副教育長兼教育総務課長 町立小・中学校の校数がなくとも差し支えないと思うので、校数を削除させていただきたいと思います。

菊池委員 要綱第5条に、実務者会は月2回程度やるとなっており、内容も書いてあるのですが、それと事務共同実施推進協議会とはどう違うのですか。

副教育長兼教育総務課長 事務共同実施推進協議会には、校長先生などが入ってきますが、実務者会は学校事務職だけで組織されるという違いがあります。

菊池委員 月2回ですし、実務ですから大変ですね。

教育長 事務の共同実施は、本町では、8校8人という非常にいい規模で行っています。すでに月2回実施しております。1回は教育委員会で、もう1回は各校持ち回りで行っています。今回、要綱を整備することとしたのは、形を整えようという考えからです。これを行うことで、事務職の意識もさらに良い方向に変わってくると思います。

委員長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第62号「川島町立小・中学校事務共同実施実務者会設置要綱を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第8 議案第63号「川島町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱を定めることについて」】

委員長 議案第63号「川島町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

(担当課長説明)

委員長 事務局より説明がありましたが、議案第63号「川島町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

福島委員 要綱を定めるにあたり、これまで人事評価に関して、苦情処理した案件があったのかお聞かせください。また、町には人事評価規則があると思いますが、教育委員会には定めていないということでしょうか。要綱第4条に、規則第13条の規定という文言がありますが、この規則とは、埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則ということが分かるような表現をしないと誤解を受けないでしょうか。

副教育長兼教育総務課長 今まで人事評価を行っている中では、苦情処理を行ったという事例はないと確認しています。県の規則に基づいて、教職員の人事評価を行っていますが、苦情は市町村教育委員会の教育長が受けることとなりますので、要綱を定めさせていただきました。また、要綱第4条中の規則とは、読み替え規定により、県の規則となっております。

委員長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第63号「川島町立学校職員の人事評価に関する苦情処理実施要綱を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第9 議案第64号「川島町立学校職員の苦情の申出取扱要領を定めることについて」】

委員長 議案第64号「川島町立学校職員の苦情の申出取扱要領を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。  
(担当課長説明)

委員長 事務局より説明がありました。議案第64号「川島町立学校職員の苦情の申出取扱要領を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

副教育長兼教育総務課長 補足になりますが、要領には報告書(別紙様式2)の規定がありますので、様式2は不要と考えられますので、文言は削除させていただきたいと思います。また、提案理由の中では、要綱といいましたが、また、これは要領であり内規扱いとなりますので、要領を定めることを提案理由とさせていただきたいと思います。

菊池委員 苦情というのは前年度にあった人事評価に対して、新年度になってから出されるものなのですか。

指導主事 人事評価は3月の初めに出されます。それに対する苦情は3月中に提出してもらい、3月中に調査、処理するものです。

菊池委員 苦情処理実施要領において、教職員に開示された最終評価結果の所見、特記事項は苦情の対象としないということによいのですか。

副教育長兼教育総務課長 特記事項については、対象外です。

菊池委員 苦情申出書にチームワーク行動評価に関する苦情とありますが、このいうのもあるのですか。

指導主事 今年から人事評価の方法が変わりました。チームワーク行動評価という項目が新たに加わりました。

菊池委員 それもA、B、Cで評価するのですか。3月中に処理しなければならないからかなり時間的に厳しくないですか。現実的に処理できない場合もありますか。

指導主事 毎年、同じような日程で行っていますので、行いたいと思います。申出の期限は書いてなかったか。

指導主事 要領には申出期間は書いてありませんが、何日までにということを示します。

菊池委員 そうしないと処理が間に合いませんね。

委員長職務代理者 この要領は、先生方には1枚ずつ配るのですか。それとも要領があることを周知するのですか。

教 育 長 この要領は、県のを準用しているものなので、教職員はこのような苦情の申出取扱要領があることは、すでに知っているところです。校長会で協議してもらい、教職員に周知する努力はしていきたいと思います。

委 員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委 員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第64号「川島町立学校職員の苦情の申出取扱要領を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第10 議案第65号「川島町立小中学校学力向上推進委員会設置要綱を定めることについて」】

委 員 長 議案第65号「川島町立小中学校学力向上推進委員会設置要綱を定めることについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

(担当課長説明)

委 員 長 事務局より説明がありましたが、議案第65号「川島町立小中学校学力向上推進委員会設置要綱を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

福 島 委 員 推進員委員会の委員は、校長、事務局の職員を充てているようですが新しく組織を立ち上げて、刷新するという趣旨からすれば、外部から、学識経験者や学校以外で色々な経験を積んでこられた方を登用するという考えもあると思いますが。あるいは外部から入れてよいものなのかどうかも含めて教えてください。

副教育長兼教育総務課長 臨時校長会の中で、教育長から、県の学力・学習状況調査の結果については、まず校長に分析してもらいたいというお話をさせていただきました。先ず学校において、先生方が自分たちで授業等の中身を分析する方向で要綱を整備しました。なお今回は、県の学力学習状況調査の結果を受けた分析ですが、今後、さらに学力向上を目指していくということになれば、外部の方に委員会に入ってもらうこともあると思います。

福 島 委 員 外部者の学力向上推進委員会への登用は、課題としてもらいたいと思います。

教 育 長 貴重な意見と受け止めさせていただきます。

菊 池 委 員 今回、推進委員会を立ち上げることになったのは、子どもたちの学力への危機感の現われだと思えますから、要綱第2条第1項第2号にある学力調査等の分析、検証等に関することは、第1号にもってきたほうがよいと思います。

副教育長兼教育総務課長 第2号を第1号に移し、第1号は第4号の後ろに移して第5号とし、第5号を第6号にします。

委員長職務代理者 学力向上推進委員会は、教育委員は傍聴できるのですか。  
副教育長兼教育総務課長 要綱第8条に、推進会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定めるとあります。町に傍聴規則があるので、この規則を準用することになります

教 育 長 ただし、委員会で話し合われたことは、教育委員の皆さんには報告させていただきます。また、この要綱を作ることになったきっかけは、臨時校長会で、校長から子どもたちの学力を向上するために委員会を立ち上げたらよいのではという声が上がってきたことですので、報告させていただきます。

菊 池 委 員 この委員会は8月25日からすぐ発足するわけですね。そういうことからすると、外部に対し、川島町では学力向上に向けて早急に対応しているという説明ができるわけですね。また、先ほど、福島委員さんからの発言のとおり、内々だけで分析しているのではなく、来年度から、外部の方を入れたほうがよいと思います。内々だとどうしてもかばい合うようにならないかと思います。

副教育長兼教育総務課長 検討させていただきたいと思いますが、まずは学校で分析と検証を行い、学力向上に向けて頑張りたいと思います。

委 員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。  
(異議なし)

委 員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第65号「川島町立小中学校学力向上推進委員会設置要綱を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第11 議案第66号「平成27年度教育に関する管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成26年度対象）について」】

委 員 長 議案第66号「平成27年度教育に関する管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成26年度対象）について」を議題とし、事務局より説明を求めます。  
(担当課長説明)

委 員 長 事務局より説明がありましたが、議案第66号「平成27年度教育に関する管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成26年度対象）について」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

委員長職務代理者 点検報告書の2ページ、3ページ、4ページの教育委員会会議の開催状況ですが、日時が間違っている箇所があります。確認をお願いします。

副教育長兼教育総務課長 確認して修正します。

- 菊池委員 意見のところ、38ページの下から6行目から5行目に、社会体験チャレンジの受け入れ事業所が減ったとありますが、評価結果の7ページには、新たに1件事業所を見つけたとあります。実際には、増えているのか減っているのかどちらですか。
- 教育長 新規事業所が1つ増えましたが、総数としては減になっています。
- 菊池委員 24ページの中ほどに、アルバム大使という言葉が出てくるのですが、どういう役職なのですか。
- 生涯学習課長 アルバム大使というのがどういう役職なのか詳しいことは分かりません。確認します。
- 委員長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。  
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第66号「平成27年度教育に関する管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(平成26年度対象)について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第12 議案第67号「平成27年度川島町一般会計補正予算(第2号)の意見について」】

- 委員長 議案第67号「平成27年度川島町一般会計補正予算(第2号)の意見について」を議題とし、事務局より説明を求めます。  
(担当課長説明)
- 委員長 事務局より説明がありましたが、議案第67号「平成27年度川島町一般会計補正予算(第2号)の意見について」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。
- 委員長 何かございますか。  
(意見なし)
- 委員長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。  
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第67号「平成27年度川島町一般会計補正予算(第2号)の意見について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第13 報告第19号「川島町立小学校規模適正化に関するアンケート結果について」】

- 委員長 報告第19号「川島町立小学校規模適正化に関するアンケート結果について」の議題ですが、本日、時間の都合で十分な審議ができないと考えますので、後日、臨時会を設けて、事務局より説明を求めたい

と思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、報告第19号「川島町立小学校規模適正化に関するアンケート結果について」は、臨時会で継続審議すべきものと決定いたしました。

【日程第14 報告第20号「川島町教育委員会職員の分限処分について」】

委員長 報告第20号「川島町教育委員会職員の分限処分について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

委員長 報告第20号については、教育長への委任事項ですので、特に、質疑等は求めません。

【日程第15 報告第21号「平成27年度就学援助受給者の認定について」】

委員長 報告第21号「平成27年度就学援助受給者の認定について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

委員長 報告第21号については、教育長への委任事項ですので、特に、質疑等は求めません。

【日程第16 報告第22号「平成27年度就学援助受給者の認定取消しについて」】

委員長 報告第22号「平成27年度就学援助受給者の認定取消しについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

委員長 報告第22号については、教育長への委任事項ですので、特に、質疑等は求めません。

委員長 これですべて報告事項が終わりました。以上を持ちまして、平成27年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。  
(午後3時52分閉会)